第三百二十六条第一項中「、第五項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「（第三百二十一条の八第二十二項」に、「、第五項又は第二十四項の納期限」を「又は第十九項の納期限」に改め、同項第二号及び第三号中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同項第四号中「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

第三百四十八条第二項第七号の二中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項中第四十一号を削り、第四十二号を第四十一号とし、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とする。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

34　外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供されるコンテナーで総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該コンテナーに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

第三百五十四条の二に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第四百六十八条中「三千二百九十八円」を「四千六百十八円」に改める。

第四百八十五条の十三第一項中「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に、「三」を「二」に改める。

第三章第四節に次の一款を加える。

第六款　雑則

（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）

第四百八十五条の十四　市町村は、小売販売業者に対し、当該小売販売業者に売り渡した製造たばこに係るたばこ税額として当該小売販売業者に製造たばこの売渡しを行う卸売販売業者等から当該市町村に納付された、若しくは納付されるべきたばこ税額又は納付されることが見込まれるたばこ税額の見込額が一定の額以上であることを条件として、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付けを行つてはならない。

第五百八十六条第二項第二号ヲ中「第五条第一項」を「第六条第四項」に、「指定区域」を「要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域」に改める。

第六百五条に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第七百一条の五十五第一項に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第七百三条の五第一項中「第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）の数の合計数に応じて政令で定める金額を加算した金額」を「低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第七百三条の五の二　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第七百三条の四第六項から第八項まで及び前条の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項及び第八項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第八項中「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額（」とあるのは「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。以下この項及び第七百六条の二第一項において同じ。）の額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当する額。）」と、前条中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2　前項に規定する特例対象被保険者等とは、国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

一　雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

二　雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

第七百三十四条第三項中「第五十三条第二十七項、第二十八項、第三十一項から第三十九項まで及び第四十五項から第四十八項まで」を「第五十三条第二十二項、第二十三項、第二十六項から第三十四項まで及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同項の表第三百二十一条の八第二十九項の項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第七章　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

（用語の意義）

第七百五十七条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　税負担軽減措置等　道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、この法律の規定（地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。